

富田蓉佳（東京大学・院）

「死ぬ権利と人間の尊厳—カリフォルニア州自然死法を事例に一—」

“The Right to Die and Human Dignity: The California Natural Death Act as a Case Study”

【要旨】

本稿は、全米で初めて末期患者の生命維持の使用に関する指示書（written directives）を法制化した1976年のカリフォルニア州自然死法を例に、アメリカにおける尊厳死をめぐる議論がどのように展開され、「人間の尊厳」（human dignity）についての異なる解釈がどのように論争の中で用いられたのかを考察する。本稿では、尊厳死を個人の権利や公権力の観点から取り上げた先行研究を踏まえ、尊厳死や自然死法の議論に登場する「人間の尊厳」の概念に着目し、法律の賛成派と反対派が異なる解釈を用いて議論を進めていることによって譲歩が難しくなっていることを論じる。

第一章は、カリフォルニア州自然死が成立する以前の安楽死・尊厳死運動の歴史をたどり、どのような状況下でカリフォルニアの法律が誕生したのかを論じる。1960年代に公民権運動や女性運動と並行して登場した患者の権利運動をきっかけに全米で尊厳死や延命治療の拒否権が注目されるようになり、1970年代になると医療技術の急激な進歩、そして医師を含む権力に対する不信感から治療に関する自己決定権が強く求められるようになった。また、同時に全米で死に対する関心が高まり、研究対象として尊厳死や死を選択する権利が取り上げられ、議論されるようになった。このような社会状況がカリフォルニア州自然死法の成立を促したのである。

第二章では、カリフォルニア州自然死法の成立過程と法律の賛成派・反対派の議論を分析する。アメリカで初めて末期患者の生命維持装置の取り外し、または不使用を要請する文書を法的に認めたカリフォルニア州自然死法は、人間の死を法制化する初めての試みであった。法の発案者であるカリフォルニア州下院議員のバリー・キーンは医療技術の急速な進歩を懸念し、過度の治療は人間の尊厳を傷つけてしまうと考えた。彼をはじめとする法律の支持者は死を一つの権利として理解し、自己決定権の重要性を訴えた。一方、カリフォルニア州におけるプロライフ団体や全米カトリック司教会議（National Conference of Catholic Bishops）が率いる反対派は、自死を法律の範疇に入れようとする試みの危険性を指摘し、法律の必要性を否定した。カリフォルニア州自然死法の成立経緯、そして賛成派・反対派の主張を手紙、パンフレット、議事録、当時の新聞などから分析することによって、個人の権利に関する関心と、人間の生命・存在の意味を追求する姿勢を明らかにする。

第三章は、尊厳死や自然死法をめぐる議論の中核をなしている「人間の尊厳」の概念に着目し、賛成派と反対派がどのように異なる解釈を議論に組み込んだのかを検討する。「人間の尊厳」の解釈は数多くあるので、本論文では「権限付与としての尊厳」（human dignity as empowerment）、「抑制としての尊厳」（human dignity as constraint）、「あるべき姿の尊厳」

(comportment dignity)、そしてキリスト教における人間の尊厳の四つを取り上げた。死を個人の権利として捉えた賛成派は「権利付与としての尊厳」と「あるべき姿の尊厳」の概念が議論の中で見られるのに対し、命の尊さを重視して死を法で括ることに否定的であった反対派は主に「抑制としての尊厳」とキリスト教における尊厳の解釈を用いた。様々な解釈ができる「人間の尊厳」という概念を切り口にしてアメリカの尊厳死議論を考察することで、アメリカ人の死生観を読み取ることを試みる。

以上、本稿はカリフォルニア州自然死法を事例に、アメリカにおける尊厳死の議論を分析し、賛成派・反対派の議論を支える「人間の尊厳」の異なる解釈を明らかにした。自然死法・尊厳死法の賛成派と反対派は異なる尊厳の解釈を用いて争っているため、議論が噛み合わず歩み寄ることが困難になっている。また、互いの解釈が譲れないものであるからこそ、法律という手段で議論に決着をつけざるを得ない状況になった、という示唆を提示した。